

重要事項説明書

介護老人保健施設 清和香櫨園

(令和7年4月1日現在)

1 事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 清和会
代 表 者 名	理事長 笹生 幹夫
所在地・連絡先	住 所：662-0964
	兵庫県西宮市弓場町5番37号
	電 話：0798-22-3535
	F A X：0798-22-3400

2 事業所

施 設 名	介護老人保健施設 清和香櫨園
所在地・連絡先	住 所：662-0964
	兵庫県西宮市弓場町1番15号
	電 話：0798-34-0001
	F A X：0798-34-0601
管理者名	施設管理者 西 川 公 子
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (2850980083)
開設年月日	平成17年8月1日

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(2) 運営方針

- ① 地域医療機関相互の連携を図り、地域医療福祉サービスの充実に努め、高齢者への総合的な介護サービスの提供を行います。
- ② 急性期・慢性期治療後の早期在宅復帰を目指します。
- ③ 病状安定期にあつて、在宅ケアで対応出来ない高齢者のためのリハビリを中心とした訓練を実施し、直接的ケアと日常生活サービスの提供をいたします。
- ④ 地域住民と密着した活動を目指します。
- ⑤ 施設整備、職員の教育充実に努めます。
- ⑥ 利用者の療養生活の質の向上及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

4 入所定員

100名（一般療養棟：100名）

5 職員体制

従業者の職種	人数	日勤	夜勤	職 務 の 内 容
医 師	1	1		入所者の医学的管理を行います。
薬剤師	1	1		医師の指示の下、薬の調剤を行います。
看護職員	9	10～16	5～6	入所者の日常生活の世話や医療的ケアを行います。
介護職員	25			入所者の日常生活の世話を行います。
理学療法士・作業療法士	8	8		入所者の機能訓練、日常動作訓練を行います。
管理栄養士	2	2		入所者の栄養管理を行います。
支援相談員	3	3		入退所の管理、関係機関との連絡調整等、相談援助を行います。
介護支援専門員	2	2		入所者の施設サービス計画を立案します。

6 療養室及び料金

2階 一般棟			3階 一般棟		
部屋	個数	料金	部屋	個数	料金
個室	3	4400円			
3人部屋	1		2人部屋	1	2200円
4人部屋	11		4人部屋	12	

7 サービス内容

種 類	内 容
食 事	朝食 8:00 ～ 8:30 昼食 12:00 ～ 13:00 夕食 18:00 ～ 19:00 食事は原則として上記の時間帯に食堂でおとりいただきますが、ご希望や状態に応じて相談させていただきます。 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師により、定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。 但し、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、協力病院又は適切な機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士が入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入 浴	週に2回の入浴日があります。 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。 利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
衣類の着脱・整容	生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。 適切な整容が行われるよう援助します。 週に1回リネン交換を行います。
口腔ケア	毎食後に口腔内のケアを行い、口腔内残渣物の確認、洗浄等を行います。
相談援助	入所者とその家族からの相談に応じます。退所時の支援も行います。
施設サービス計画	入所者の希望、状態に合わせて、施設内でのケア計画を立案します。
栄養管理	管理栄養士が栄養ケア・マネジメント等で栄養状態の管理を行います。
レクリエーション	月に1回の誕生会、日毎に計画された生活リハビリ、集団訓練を兼ねたレクリエーションを行います。
理美容サービス	理髪サービスを利用いただけます。

8 利用料金

(1) 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分です。

【基本型】	1割負担		2割負担		3割負担	
	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室
要介護1	847円	766円	1694円	1532円	2541円	2298円
要介護2	901円	815円	1801円	1630円	2701円	2445円
要介護3	970円	885円	1940円	1769円	2910円	2653円
要介護4	1027円	943円	2053円	1886円	3079円	2829円
要介護5	1081円	996円	2162円	1991円	3243円	2986円

【在宅強化型】	1割負担		2割負担		3割負担	
	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋	個室
要介護1	931円	842円	1861円	1683円	2791円	2525円
要介護2	1012円	922円	2023円	1844円	3034円	2765円
要介護3	1083円	992円	2166円	1983円	3249円	2974円
要介護4	1145円	1052円	2290円	2104円	3435円	3156円
要介護5	1202円	1111円	2403円	2222円	3605円	3333円

加算料金（1日）

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
初 期（Ⅰ）	64円	128円	192円	入院後30日以内に退院し、入所後30日間に限って、上記基本料金に加算されます。
初 期（Ⅱ）	32円	64円	96円	入所後30日間に限って、上記基本料金に加算されます。
サービス提供体制強化（Ⅰ）	24円	47円	71円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合、上記基本料金に加算されます。
サービス提供体制強化（Ⅱ）	20円	39円	58円	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合、上記基本料金に加算されます。
安全対策体制	22円	43円	64円	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回を限度として上記基本料金に加算されます。
夜勤職員配置	26円	52円	77円	夜勤職員を2名以上配置しているため、上記基本料金に加算されます。
短期集中リハビリ（Ⅰ）（※）	276円	551円	827円	入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行い、かつ1月に1回以上ADL評価を行った場合に上記基本料金に加算されます。
短期集中リハビリ（Ⅱ）	214円	428円	641円	入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に上記基本料金に加算されます。
認知症短期集中リハビリ（Ⅰ）	257円	513円	769円	認知症であると医師が判断した入所者に対して、入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、かつ退所後に生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリ計画を作成している場合に上記基本料金に加算されます。
認知症短期集中リハビリ（Ⅱ）	129円	257円	385円	認知症であると医師が判断した入所者に対して、入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に上記基本料金に加算されます。

リハビリテーション マネジメント計画書 情報（Ⅰ）（※）	57円	114円	170円	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、リハビリテーション実施計画等の情報を活用し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、かつ情報を関係職種間で共有し必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行った場合、上記基本料金に加算されます。
リハビリテーションマネジ メント計画書情報（Ⅱ） （※）	36円	71円	106円	リハビリテーション実施計画等の情報を活用し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合、上記基本料金に加算されます。
栄養マネジメント強化 （※）	12円	24円	36円	栄養ケア計画を作成し、食事の観察を行い、継続的な栄養管理を実施した場合に上記基本料金に加算されます。
経口移行	30円	60円	90円	経管により食事を摂取している方に、栄養管理を行った場合には上記基本料金に加算されます。
療養食	7円/回	13円/回	20円/回	療養食を提供した場合に上記基本料金に加算されます。
在宅復帰 在宅療養 支援機能（Ⅰ）（Ⅱ）	55円	109円	164円	在宅復帰の取り組みに対する一定基準を満たした場合に上記基本料金に加算されます。
生産性向上推進体制（Ⅰ）	107円/月	214円/月	321円/月	介護サービスの質の向上及び、職員の負担軽減に資する方策を検討し、成果が確認されており、また見守り機器などのテクノロジーを導入している場合、上記基本料金に加算されます。
生産性向上推進体制（Ⅱ）	11円/月	22円/月	32円/月	介護サービスの質の向上及び、職員の負担軽減に資する方策を検討しているとともに、見守り機器などのテクノロジーを導入している場合、上記基本料金に加算されます。
自立支援促進（※）	321円/月	641円/月	962円/月	医学的評価に基づき、多職種が共同して計画を策定、実施した場合に上記基本料金に加算されます。
科学的介護推進体制 （Ⅰ）（※）	43円/月	86円/月	129円/月	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を集約しかつ適切にサービスを提供するために活用している場合に上記基本料金に加算されます。
科学的介護推進体制 （Ⅱ）（※）	64円/月	128円/月	192円/月	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を集約し、かつ適切にサービスを提供するために活用している場合に上記基本料金に加算されます。
排せつ支援（Ⅰ） （※）	11円/月	22円/月	32円/月	排尿障害等で介護を要する入所者に対し、作成した支援計画に基づき支援した場合に上記基本料金に加算されます。
排せつ支援（Ⅱ） （※）	16円/月	32円/月	48円/月	排尿障害等で介護を要する入所者に対し、作成した支援計画に基づき支援し、排尿、排便の状態の少なくとも一方の改善、又はおむつ使用からおむつ使用なしに改善、又は尿道カテーテルが留置されたものについてカテーテルが抜去された場合に上記基本料金に加算されます。
排せつ支援（Ⅲ） （※）	22円/月	43円/月	64円/月	排尿障害等で介護を要する入所者に対し、作成した支援計画に基づき支援し、排尿、排便の状態の少なくとも一方の改善、かつおむつ使用からおむつ使用なしに改善、又は尿道カテーテルが留置されたものについてカテーテルが抜去された場合に上記基本料金に加算されます。
褥瘡マネジメント （Ⅰ）（※）	4円/月	7円/月	10円/月	褥瘡発生に係るリスクがある方を対象に褥瘡ケア計画を作成・実施し、計画的に管理した場合に上記基本料金に加算されます。
褥瘡マネジメント （Ⅱ）（※）	14円/月	28円/月	42円/月	褥瘡発生に係るリスクがある方を対象に褥瘡ケア計画を作成・実施し、計画的に管理した場合かつ褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、認められていた褥瘡が治癒したこと又は、褥瘡の発生がない場合に上記基本料金に加算されます。
高齢者施設等感染対 策向上加算（Ⅱ）	6円/月	11円/月	16円/月	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合上記基本料金に加算されます。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	150円/回	299円/回	449円/回	入所前の主治医と連携して服用薬剤の総合的な評価を行い、療養上必要な指導を行った場合に上記基本料金に加算されます。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	75円/回	150円/回	225円/回	施設において服用薬剤の総合的な評価を行い、療養上必要な指導を行った場合に上記基本料金に加算されます。	
協力医療機関連携	107円/月	214円/月	321円/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に上記基本料金に加算されます。	
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	256円	511円	766円	入所者が、次のいずれかを発症し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に上記基本料金に加算されます。 ※算定対象疾患：肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎、慢性心不全の増悪	
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	513円	1026円	1538円	入所者が、次のいずれかを発症し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、かつ施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に上記基本料金に加算されます。 ※算定対象疾患：肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎、慢性心不全の増悪	
終末期ケア	77円	154円	231円	死亡日以前31～45日	入所者又はその家族の同意を得て、終末期ケアに係る計画を作成。医師等が共同で計画を実施した場合に上記基本料金に加算されます。
	171円	342円	513円	死亡日以前4～30日	
	972円	1944円	2916円	死亡日前日及び前々日	
	2030円	4059円	6088円	死亡日	
介護職員処遇改善加算				所定単位数の7.5%を加算	

（※）の付いた加算種類は情報を集約し、厚生労働省に提出します。

外泊時費用			外泊初日と最終日以外は基本料金が変わります。
1割負担	2割負担	3割負担	
387円/日	774円/日	1160円/日	

在宅復帰に向け、指導等を行った場合は、下記の料金が上記基本料金に加算されます。

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
入所前後訪問指導（Ⅰ）	481円/回	962円/回	1442円/回	退所を目的とした計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導（Ⅱ）	513円/回	1026円/回	1538円/回	退所を目的とした計画の策定及び診療方針の決定を行うにあたり、具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導	428円	855円	1282円	外泊等を行って退所後の生活について指導を行った場合
退所時情報提供（Ⅰ）	534円	1068円	1602円	居宅へ退所した後に医療機関に対して情報提供を行った場合
退所時情報提供（Ⅱ）	267円	534円	801円	医療機関へ退所後に、主治医に情報提供を行った場合
入退所前連携（Ⅰ）	641円/回	1282円/回	1923円/回	入所時より居宅介護支援専門員と在宅復帰に向けて連携を図り、退所後の居宅サービスの調整を行った場合
入退所前連携（Ⅱ）	428円/回	855円/回	1282円/回	入所期間が1月を超え、入所者が退所し居宅サービスを利用するときそのサービスなどの利用に関する調整を行った場合
訪問看護指示	321円	641円	962円	訪問看護利用時の指示を行った場合

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

※所定単位数の7.5%が処遇改善加算として加算されます。

※料金には地域加算を含みます。

(2) その他の利用料金

食 費

朝 食	300円	摂取分のみ請求となります。 食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。但しおやつ代は実費。
昼 食	800円	
夕 食	800円	
おやつ	100円	

居住費（1日当たり）

従来型個室	1728円	居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。
多床室	437円	

※ 食費及び居住費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、資料1をご覧ください。

介護保険給付外費用

サービス種別	金額	内 容
特別な室料 （1日）	4400円	個 室
	2200円	2人部屋
日常生活品費 （1日）	120円	シャンプー、リンス、ボディーソープ、石鹸等の費用であり、施設が用意するものをご利用の場合にお支払いいただきます。
教養娯楽費 （1回）	100円	習字、ぬり絵、折り紙、お花等の材料や風船等遊具の費用であり、クラブ活動等の参加を希望され、施設で用意するものをご利用した場合にいただきます。
エンゼルケア料	20000円	ご逝去後に保清、エンゼルメイク等行った場合お支払いいただきます。
理美容代	実 費	理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
健康管理費	実 費	予防接種に係る費用で、インフルエンザ予防接種等をされた場合にお支払いいただきます。
その他の費用	実 費	診断書等の文書の発行に係る費用が生じた場合にお支払いいただきます。

(3) 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行し、利用者に手渡し又はその家族等に郵送しますので、その月の28日に利用者様ご指定の金融機関から自動振替により、お支払いいただきます。入金確認後、領収書を発行いたします。

9 協力医療機関及び協力歯科医院

医療機関	診 療 科	
笹生病院	外科 内科 脳神経外科 整形外科 形成外科 循環器内科 心臓外科 泌尿器科 消化器内科 消化器外科 呼吸器内科 呼吸器外科 肛門外科 放射線科 リハビリ科 麻酔科	
	住 所	西宮市弓場町5番37号
	電 話	0798-22-3535
しんたに歯科	一般歯科 審美歯科 予防歯科 小児歯科 インプラント科	
	住 所	芦屋市楠町15-2-1F
	電 話	0120-963-118

当施設では、上記の病院や歯科医院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。緊急の場合には、同意書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10 要望及び苦情等の相談

相談窓口	詳細内容
介護老人保健施設 清和香櫨園 支援相談員	電話 0798-34-0001 平日 時間 9:00 ～ 17:00 土曜日 時間 9:00 ～ 12:30 要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。
介護老人保健施設 清和香櫨園 声の箱	施設管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声の箱」に投函して申し出ることができます。
西宮市 法人指導課	電話 0798-35-3423 時間 9:00～17:00
兵庫県国民健康保健団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話 078-332-5617 時間 9:00～17:00

苦情解決責任者	対応内容
介護老人保健施設 清和香櫨園 施設管理者	施設に対する苦情について、関係者への事情聴取、関係者との協議をもって、解決および返答を行います。

11 当施設の利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00 ～ 20:00(変更することがあります) 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。
食 事	施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
外出・外泊	外出・外泊の際には、所定の用紙に必ず行き先と目的、帰宅日時等を記入していただき職員に提出してください。
療養室・設備・器具の利用	車椅子や歩行器は貸し出しを行います。（持参されてもかまいません） 施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒は禁止します。
火気取り扱い	ライター、マッチ等の持ち込みは禁止します。
所持金品の管理	所持金品は、家族又は自己の責任で管理して下さい。施設内での盗難、紛失が生じて、その責任を負うことはできません。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の入所者の療養室に立ち入らないで下さい。
動物飼育	施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
そ の 他	外出・外泊中の医療機関への受診は、治療内容によって保険証が使用できないため、受診前に当施設に連絡をして下さい。

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に則り対応を行います。
防災(消防)訓練	年に2回行います。
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓

13 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。